

鳥取県告示第602号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年9月2日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
株式会社べるびゅー大栄 代表取締役 砂原 博士	東伯郡北栄町六尾604-1	べるびゅー大栄デイサービス楽園	東伯郡北栄町六尾2005	通所介護	平成20年9月1日